

## 意見書

平成14年5月27日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部事業政策課 御中

郵便番号 101-0062

(ふりがな) とうきょうとちよだくかんだするがだいにちようめにほんち

住 所 東京都千代田区神田駿河台二丁目2番地

(ふりがな) じえいふおんかぶしきかいしゃ

氏 名 ジェイフォン株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう だ り る い - く り - ん  
代表取締役社長 ダリル・イー・グリーン

電話番号 03-6403-1004

FAX 番号 03-6403-2912

メールアドレス [shigeo.nishino@j-phone.com](mailto:shigeo.nishino@j-phone.com)

(担当：法務・渉外部 西野)

「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」最終報告草案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

## 別紙

<はじめに>

「情報通信新時代のビジネスモデルと競争環境整備の在り方に関する研究会」最終報告草案につきまして、今回このような意見聴取の機会を設けて頂いたことに、厚く御礼申し上げます。

本報告書が取り纏められブロードバンド時代の競争環境整備の在り方について一定の方向性が示されることは、電気通信事業分野における更なる公正競争環境の整備に繋がる有効なものであると考えます。

しかしながら、本報告書に基づく各種実行計画を策定される上で、さらにご考慮頂きたい事項もあることから、下記のとおり意見を述べさせていただきます。

なお、弊社意見は「競争及び消費者の便益を促進する最も効果的なスキームは、規制ではなく、市場原理に基づいた競争である。」という一般的な考え方に基づくものであり、また、本意見書はボーダフォン グループ Plc、日本テレコム株式会社及び弊社、3社の共通認識に基づき作成したものであることを申し添えさせていただきます。

### 1. レイヤー縦断型ビジネスモデルについて

レイヤー縦断型ビジネスモデルについては、「単一事業者による垂直統合型ビジネスモデル」と「複数事業者による協働型ビジネスモデル」の2つのビジネスモデルについて言及されています。

これらのビジネスモデルにつきましては、市場原理に基づく競争環境において自然的に発生して来たものであり、電気通信事業分野の更なる発展・活性化の為にも、このような多様なビジネスモデルの出現は基本的には望ましいものと考えます。(その存在自体を否定すべきものではないと考えます。)

問題はこれらのビジネスモデルにおける市場支配的な事業者の影響力をどのように排除していくかという点にあり、そうした観点から、これらのビジネスモデルについて何らかの規制を課すという場合には、市場支配力を有する事業者への事後的是正であることが望ましいと考えます。

### 2. コンテンツプロバイダへの料金回収代行サービスの提供について

公式サイト以外のコンテンツプロバイダへの料金回収代行サービスの提供については、「今後、各グループにおいて更に具体的な検討が進展し、新たな提案の具体化に向けた取組みが進められていくことが期待される。」とありますが、料金回収代行サービスのオープン化については、コンテンツプロバイダ側のニーズなどについて十分に調査した上で実施することが望ましいと考えられます。尚、当社においても実現に向けての前向きな検討を鋭意進めております。

### 3. ネットワーク再販市場の拡大について

MVNOの市場への参入については基本的には市場のニーズに委ねるべきであり、報告書最終草案に記載されているMVNOに関連する「(MNOからMVNOへの役務提供の)義務をMNOに課すことは、少なくとも現時点においては適当ではない」という内容、及び「MNOとMVNOとの関係について行政が直接介入するのではなく、基本的には事業者間の交渉に委ねることが当面適当」との内容につきましては、適切な方向性であると考えます。

### 4. UIMカードのロック解除に係る検討について

UIMカードのロック解除については、事業者の経営に与えるインパクトが非常に大

きくなる可能性があることから、ユーザ利便性の観点からの検討だけでなく、新規サービス・端末開発に係るインセンティブなど事業者側の観点も含め総合的な検討を行った上で実施の可否を判断すべきと考えます。この点を含め、今後、開催される予定の事業者・端末ベンダ等を交えての検討の場において、議論が進められて行くことを希望致します。

また、次世代携帯電話（3G）においては、W-CDMA方式がUIMカードを必須としているのに対し、cdma-2000方式においては必須となっていない（導入はオプション）ことから、仮にUIMカードのロック解除を実施することとなった場合には、事業者間の公平性をどのようにして担保するのかについても検討が必要と考えます。

#### 5. 移動体番号ポータビリティについて

移動体通信における番号ポータビリティの導入については、ユーザ利便性の向上並びに事業者間の公正競争条件の確保という観点から、原則として賛同致します。しかしながら、実際の導入に際しては、コストを意識した実現方法及びコスト回収方法などについて十分に検討を行った上で、総合的にユーザ利便性が向上することを確認する必要があると考えます。

つきましては、本件に関しては技術的な観点からの検討だけでなく、コスト回収方法やユーザ利便性の向上の有無などを含めた総合的な検討が行われることを希望致します。

#### 6. 1種・2種の事業区分の見直しについて

1種・2種の事業区分の見直しについては、IT競争政策特別部会の基本法制検討作業部会において検討が進められておりますが、1種・2種の事業区分だけでなく「役務の種類・態様」の見直しといった観点も含め検討が進められることを期待致します。また、見直しの内容が新たな規制強化に繋がるものであることは望ましくなく、基本的には規制緩和の方向に向けて検討が進められることを期待致します。

#### 7. IP化促進の為の政策支援について

近年の規制緩和による競争の進展等により、電気通信事業分野における事業環境はより厳しさを増しております。そうした状況においても事業者はIP化への投資など新たな対応を求められている状況にあります。

そうしたことから、IP化促進のための税制支援や融資制度等の政府支援については、事業者としても大いに期待するところであり、早期の具体化を期待致します。

#### 8. 有効競争レビューの実施について

「有効競争レビューの実施」については、電気通信市場の多様化が進展していく中において市場支配力を有する事業者が市場支配力を濫用することを防止する上で、有効な施策であると考えられ、最終報告草案の内容に賛同致します。

#### 9. 今後の検討課題について

「フルIP化時代の競争政策の在り方」について、具体的な検討を進めることについては賛同致します。その検討にあたっては移動体事業者を含めた関係事業者の意見を幅広く採り入れて頂くことを希望致します。（十分なデュープロセスを踏めて検討が進められることを期待致します。）

また、自主的競争ガイドラインの策定など本最終報告において新たに追加された事項につきましても、スケジュールを含む具体的な行動計画を明示して頂きたいと考えます。